

つくばみらい市告示第15号

つくばみらい市民間保育所等ICT化推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月10日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市民間保育所等ICT化推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市民間保育所等ICT化推進事業費補助金交付要綱（令和3年つくばみらい市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「平成27年7月17日文科発238号、雇児発0717第11号」を「令和6年3月30日文科初第2592号、こ成保第191号」に改め、同号を同条第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」を「認定こども園法」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 保育所型認定こども園 法第39条第1項の施設であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第2項第2号の認定を受けた施設
第2条に次の1号を加える。

（8） 乳児等通園支援事業 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について（令和7年3月31日こ成保第257号）の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」に定める乳児等通園支援事業
第3条中「市内の保育所」の次に「、保育所型認定こども園」を、「一時預かり事業」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加える。

第4条中「令和4年度（令和3年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業（令和3年度補正予算分）分）交付要綱」を「令和7年度（令和6年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）等（令和6年度補正予算分）分）交付要綱」に、「3（3）①から④」を「3（1）①から④まで、⑧及び⑨」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 事業者
代表者名
施設所在地
施設等名
電話番号

つくばみらい市民間保育所等ICT化推進事業費補助金請求書

年 月 日付第 号で交付額確定の通知がありました、つくばみらい市民間保育所等ICT化推進事業費補助金を次のとおり請求します。

1 請求金額

円

2 振込先口座

| | | | | | | | | | | |
|------------------------|----------------|------|------|--|--|-------------|--|--|--|--|
| フリガナ | | | | | | | | | | |
| 口座名義人 | | | | | | | | | | |
| 振込先 金融機関 (コード番号) | 銀行 金庫 組合 | | | | | 支店 | | | | |
| | 金融機関 コード番号 | | | | | 支店 コード番号 | | | | |
| 預金種目 | 1 普通 | 2 当座 | 口座番号 | | | | | | | |

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市民間保育所等 I C T 化推進事業費補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。